

新型転換炉原型炉ふげん原子力事業者防災業務計画の修正について

1. 概要

原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第7条に基づき、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合は関係自治体の地域防災業務計画に抵触しないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受けた上で、修正を行うことが定められている。また、修正する場合は、あらかじめ当該原子力事業所の所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に対し、修正する日の60日前までに修正案を提出し、修正内容に対する協議が必要とされている。

令和4年度においては、令和4年3月より、国が運用する緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）へのデータ伝送を開始したことを受け、ERSS伝送データ項目を別表として掲載すること等から、修正が必要と判断したため、上記の手続きを経た上で、新型転換炉原型炉ふげん原子力事業者防災業務計画を修正する。

2. 主な修正内容

- (1) ERSS 伝送開始に伴うデータ伝送項目を別表として掲載（参考資料から別表として掲載）
- (2) 令和4年4月22日に関係個所へ提出した国土交通省の組織名称変更に伴う読み替え表の反映
- (3) その他記載の適正化
 - ① 副原子力防災管理者の指名・職務の記載の明確化
 - ② 原子力防災資機材のうち防護マスクの数量単位の法令との整合
 - ③ 原子力防災資機材現況届出書の記載内容の法令との整合

3. これまでの経過及び今後の予定

- (1) 原子力防災専門官殿の指導及び助言：9月6日
- (2) 原子力規制庁殿面談：9月8日
- (3) 関係自治体への説明：9月中旬
- (4) 修正協議申入れ：9月下旬
- (5) 修正協議終了：11月下旬
- (6) 国への届出・公表：11月下旬

以上